

からの手紙 小林たかゆき

憲法改正

自民党草案には何が明記されたか

国防軍、自衛権、緊急事態宣言
の明記が意味することは
発議要件の緩和とは？

絆を力に。2012年 Vol.9 [討議資料]

自民党

千葉県第二選挙区支部 小林鷹之事務所発行
(八千代市・習志野市・花見川区)



編集後記

みなさまこんにちは。風薫る五月。空に鯉のぼりがはためいていましたね。小林も活動の合間を縫って子供との時間を大切に過ごしています。さて、現在国内では原発・震災復興・消費税など政治が解決しなければならない問題が山積しています。そのような中、一人でも多くの方の意見をうかがわせて頂くために小林の講演会を開催させて頂きます。意見交換の場もございますので、どうぞお気軽にご参加ください。(スタッフ)

小林たかゆきと共に語る会

日時 2012年6月9日 土曜日
場所 小板橋公会堂 八千代市大和田 580-1
時間 開場13時30分 開演14時00分 終演予定15時30分

今後の予定 花見川区武石地区 / 習志野市実耕地区 / 習志野市津田沼地区など、
詳細につきましては小林鷹之事務所までお問い合わせ下さい。

鷹之ブログ ameblo.jp/kobahawk

日々のニュースを、わかりやすく解説しながら自身の意見を述べているブログです。ぜひお読み下さい。

twitter twitter.com/kobahawk

1歳の娘のことから天気のこと食べ物のこと、気になったことをほぼ毎日つぶやいています。

ホームページ www.kobayashi-takayuki.jp

小林鷹之についてもっと知りたい、ボランティアをお願いできる方、
献金案内はこちらから。

小林鷹之がお伺いします！

小林鷹之事務所では、小林本人の意見を一人でも多くの方に伝えさせて頂くために、5名様～10名様であっても小林鷹之本人が伺わせて頂きます。お気軽にお電話、FAX、メールにて是非事務所まで御連絡ください。

TEL: 047-409-5842 FAX: 047-409-5843

Email: info@kobayashi-takayuki.jp

自民党千葉県第二選挙区支部小林鷹之 花見川事務所

〒262-0045

千葉県千葉市花見川区作新台 4-6-26

自民党千葉県第二選挙区支部小林鷹之 八千代事務所

〒276-0042

千葉県八千代市ゆりのき台 3-3-5 アットホームセンター第2ビル 202号室

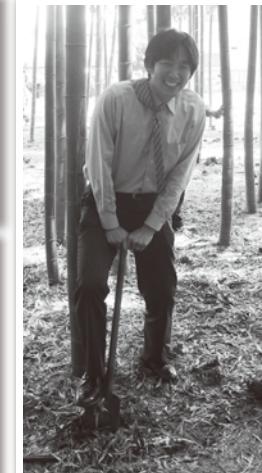
活動報告



◀JR津田沼駅南口にて若手県議らと共に、自民党青年部街頭演説会を開催。ご声援ありがとうございました。

▼花見川区にてタケノコ狩りに参加。大きなタケノコを何本も掘り出しました！

▶宇宙飛行士
山崎直子さんと久しぶりの
再会。夢を実現すること、
夢を語ることの大切さを実
感しました。



▲習志野市内桜祭りにて、皆様と共にバカ面踊りを踊りました。

▲八千代市・花見川区・習志野市にて講演会を開催。原発、消費税、地域の課題に関する様々なご意見を伺いました。ありがとうございました。



小林鷹之プロフィール

東京大学法学部卒業。ハーバード大学行政大学院修了。平成11年大蔵省(現財務省)入省後、財政運営から国際金融に至るまで幅広い分野の政策立案を担当。在米日本大使館に出向した際、急速に変化していく国際社会の中で、日本が為す術もなく取り残されていく姿に危機感を抱き、一昨年春財務省を退職。公募を経て自民党千葉二区支部長就任。現在37歳。一女の父。

憲法改正

ゴールデン・ウイークが終わり、新緑の季節がやつてきましたね。新入生や新入社員の方々は、新しい学校や職場の雰囲気に慣れてくる頃ですね。頑張って下さい！

今回のテーマは「憲法改正

です。

毎年5月3日の前後には憲法改正論議が活発になりますね。私たちは、GHQ主導により制定された現行憲法を65年間護り続けてきました。一方で、今年は、我が国の主権回復が実現したサンフランシスコ講和条約から60年の月日が経過する節目の年でもあります。護憲派の方も数多くいらっしゃる中で、私自身は「改憲すべき」との立場をこれまで堅持してまいりました。

理由は次の2点です。
①国のあるべき姿を示す最高法規を自ら制定することは、主権国家である以上当然だと考えるため。
②現行憲法制定当時とは我が国を取り巻く環境が大きく変わるもので、内容を修正・追加せざるを得ないため。

自民党の政策の中には、私自身異論を唱える分野もありますが、こと憲法改正に関しても、今年4月に自民党が提示した日本国憲法改正草案の内容を基本的には支持しています。

自民党案の主なポイント及び私自身の考え方は次の通りです。
①前文の全面的な書き換え一般論に終始し、どこの国憲法か分からぬ現行の前の

文を改め、長い歴史と固有の文化を持つ国家、和を尊び家族や社会全体が助け合う国家であること明記します。また、「平和を愛する諸国民（注：外国のこと）の公正や信義に信頼して：」との現行のくだりは、中国の漁船や潜水艦、北朝鮮のミサイル・核開発により、国民の安全や尖閣を含む領土が脅かされている現実から乖離し過ぎています。國と郷土を誇りと気概を持つて自ら守ることを明記します。

②国防軍、自衛権、緊急事態宣言の明記
従来同様、平和主義を堅持し、戦争放棄を基本としつつも、自衛権の発動を容認し、自衛隊を新たに「国防軍」として位置付けます。国家の主権・独立、領土、国民の生命・財産を死守することが主権国家としての使命である以上当然です。また、自衛権の中にいわゆる「集団的自衛権」を含めるべきです。同盟国が目前で攻撃を受けた場合にも助けられないとすれば、そんな国と誰が本気で同盟関係を結ぶでしょうか？互いに命を懸けてこそ真の同盟関係が構築できる、これは世界の常識です。「集団的自衛権は保有されども行使できない」という意味不明の政府解釈は捨てるべきです。

③環境保全の責務、財政健全化の確保の明記

65年前とは我が国を取り巻く環境は大きく変わりました。将来世代に國家を継承していくために、私たち現役世代の義務を新たに盛り込むことは当然のことだと考えます。

④憲法改正のための発議要件の緩和

国会議員の2／3の発議が必要とする現行の規定を改め、過半数とします。実は、戦後58回も憲法改正を実施したドイツをはじめ、フランス（27回）、イタリア（18回）、カナダ（15回）、アメリカ（6回）と比べ、日本はゼロ。国際社会が激動する中で、憲法を時代の流れに合う形で変えていくのは海外では当たり前のことです。

最後に、目の前に山積する課題への対応に追われるのをやむを得ませんが、永田町における改憲論議のペースは、正直申し上げて遅過ぎます。道州制の導入に向けてもう一步踏み込むべきとの思いもありますが、上記自民党案を基に一刻も早く憲法改正を実現すべく全力を尽くしてまいります。皆様からも忌憚のないご意見を頂ければ幸いです。

可能性が指摘される中、また、東アジアの地政学的リスクが存在する中、緊急事態に備え、国と自治体とがスピーディに動ける基盤を構築しておくべきです。

小林鷹之

平成二十四年五月吉日
自民党千葉県第二選挙区支部長